

法務省訟企第 1 3 6 号

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省訟務局訟務企画課長

(公 印 省 略)

法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正，独立行政法人等を当事者等とする訴訟に係る監理事件の処理及び予防司法支援事件の処理について（依命通知）

平成 6 年 1 2 月 5 日付け法務省訟総第 8 2 0 号訟務局長通達「法務局及び地方法務局訟務処理細則」については本日付け法務省訟企第 1 3 2 号訟務局長通達（以下「改正通達」という。）をもって，平成 1 8 年 3 月 9 日付け法務省訟企第 1 6 7 号訟務総括審議官通達「独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする訴訟に係る監理事件の処理について」（以下「独法監理事件通達」という。）については，本日付け法務省訟企第 1 3 3 号訟務局長通達（以下「平成 2 9 年独法監理事件通達」という。）をもって，それぞれ一部改正されたところですが，改正通達及び平成 2 9 年独法監理事件通達の趣旨並びに予防司法支援事件の処理上の留意点は下記のとおりです。

なお，本依命通知における用語及び略語は，新たに定義するもののほかは独法監理事件通達及び平成 1 8 年 3 月 9 日付け法務省訟企第 1 7 2 号当職依命通知「法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正並びに独立行政法人等を当事者等とする訴訟に係る監理事件及び法律意見照会事件の処理について」（以下「平成 1 8 年通知」という。）によることとし，平成 1 8 年通知記第 1 中，「大臣官房訟務部門」とあるのは「訟務局」と，「訟務総括審議官」とあるのは「訟務局長」と，同通知記第 2 の 3 中「法律意見照会」とあるのは「予防司

法支援」と、「大臣官房訟務部門」とあるのは「訟務局」と、「法務省大臣官房訟務部門事務分掌規程（平成13年1月6日訟企第3号）」とあるのは「法務省訟務局事務分掌規程（平成27年4月10日訟企第311号）」と、同第2の4中「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と、同第2の5中「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と、「重要照会事件」とあるのは「重要支援事件」と、「一般照会事件」とあるのは「一般支援事件」と、「簡易照会事件」とあるのは「簡易支援事件」と、「訟務総括審議官」とあるのは「訟務局長」と、同第2の6の見出し中「報告、通知及び通報」とあるのは「報告及び通知」と、同6の(1)及び(2)中「訟務総括審議官」とあるのは「訟務局長」と、「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と、「重要照会事件」とあるのは「重要支援事件」と、「一般照会事件」とあるのは「一般支援事件」と、「簡易照会事件」とあるのは「簡易支援事件」と、同6の(3)中「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と、「訟務総括審議官」とあるのは「訟務局長又は監督法務局長」と、同6の(4)から(7)まで中「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と、「訟務総括審議官」とあるのは「訟務局長」と、同第2の7及び8中「法律意見照会」とあるのは「予防司法支援」と読み替えます。

おって、平成18年3月9日付け訟務企画課訟務調整官事務連絡「法律意見照会事件の処理について」は廃止します。

本通知に抵触する従前の取扱いは、変更されたものとして了知願います。

記

第1 帳簿等保存簿の廃止について（第4条第1項第11号、同条第3項、様式第10号関係）

事件簿を始めとする各種帳簿については、行政文書ファイル管理簿に記載して管理することとされており、帳簿等保存簿の作成・管理の事務は、行政文書ファイル管理簿の作成・管理の事務と重複することから、事務の簡素・効率化を図るため、帳簿等保存簿を廃止することとしたものである。

第2 独立行政法人等を当事者等とする監理事件の処理について

1 訟務処理細則の改正関係

独法監理事件のうち法務大臣の関与を格別必要としないと認められる事件について、①事件の立件及び終了（第6条）及び②結果票の作成（第3

9条)に係る特則が定められた。

2 平成29年独法監理事件通達の趣旨

独法監理事件については、独法監理事件通達による取扱いを始めとして、これまでも事務処理の効率化を図ってきたところであるが、これに加え、定型的監理事件に関して、法務局・地方法務局からの要望や取扱いの現状に鑑みて、①事件の立件及び終了に際して訟務事件管理システムへの登録を任意のものとするにより事務処理の更なる省力化を図るとともに、②結果票の作成が不要であることを通達のレベルで明示することとしたものである。

3 運用上の取扱い及び留意事項

(1) 事件の立件及び終了の際の訟務事件管理システムへの登録

定型的監理事件の立件及び終了の際の訟務事件管理システムへの登録について、訟務処理細則第6条第1項の規定による登録をしないことができることされるとともに、同条第2項の規定による終了事由の登録をしないことができることとされたが、訟務事件管理システムにこれらの登録を行わない場合には、別途事件の係属状況を適正に管理することとする。

(2) 結果票関係の作成

定型的監理事件については、平成18年通知記第1の5(3)において、「定型的監理事件として処理する事件の事件記録の保存については、独立行政法人からの報告により、その事件が完結したことが確認されれば、特段の処理をすることなく完結事件として取り扱って差し支えない。」としており、実務上もここにいう「特段の処理」に訟務処理細則第39条に基づく結果票の作成が含まれるものとして取扱いがされていたところであるが、今般、これを通達をもって明示することとしたものであり、従前の取扱いに実質的な変更はない。

第3 中央行政庁等に対する通報，調査の依頼及び求意見（第34条第9項関係）

法務局長及び地方法務局長から中央行政庁等に対して通報等する場合、訟務局長を経由してするものとされているが、通報等が到達するまでに時間を要するため、通報等の内容によっては、事務処理上、支障を生じかね

ない状況にあることから、申立て等通報、結果通報、確定通報（訟務処理細則第 3 4 条第 5 項、第 6 項）、上告又は上告受理事件の訴訟記録到着通知（同条第 5 項）及び上訴についての求意見（同条第 7 項、第 8 項）については、訟務局長の経由を要しないものとされた。

第 4 予防司法支援事件の処理について

1 定義の改正（第 2 条第 2 0 号関係）

法律意見照会事件については、改正前の訟務処理細則第 2 条第 2 0 号により、争訟に至る可能性のある具体的事項に対象が限定されていたが、具体的事項でなくとも、一般的に争訟に至る可能性のある事項にまで対象を拡大するため、その定義が改められるとともに、その呼称も「予防司法支援事件」に改められた。これに伴い、同条第 2 1 号及び第 2 2 号についても同様に「単独処理予防司法支援事件」、「共同処理予防司法支援事件」と呼称が改められた。

2 共同処理（第 2 条第 2 2 号関係）

本日付け訟企第 1 3 4 号訟務局長通達をもって、平成 6 年 1 2 月 5 日付け訟総第 8 2 2 号訟務局長通達「訟務局訟務処理準則」が改正され（以下、改正後の同通達を「準則」という。）、準則第 3 9 条において準則第 1 5 条及び第 1 6 条の規定が準用されたことにより、訟務局、法務局及び地方法務局の三者が予防司法支援事件を共同して処理することが可能となったことから、訟務処理細則第 2 条第 2 2 号に規定する「共同処理予防司法支援事件」に、新たに、訟務局、法務局及び地方法務局が共同して処理を担当する予防司法支援事件、訟務局及び法務局が共同して処理を担当する予防司法支援事件、訟務局及び地方法務局が共同して処理を担当する予防司法支援事件が加わることとなった。

なお、準則第 2 条第 2 1 号に規定する監督予防司法支援事件の定義について、従前の監督法律意見照会事件の定義が改正され、「（同細則第 5 1 条の規定による同一の用紙により報告される事件を除く。）」との文言が削除されたが、地方法務局が単独で処理を担当する予防司法支援事件で、一般支援事件に属する事件を法務局のいわゆる監督事件としない取扱いは従前のおりである（平成 1 8 年通知記第 2 の 3 なお書き）。

3 帳簿に係る規定の改正（第4条関係）

上記1の改正に伴い、法律意見照会事件簿及び法律意見照会事件関係つづりが、それぞれ予防司法支援事件簿及び予防司法支援事件関係つづりと改められた（訟務処理細則第4条第1項第16号、第17号）。

4 予防司法支援事件の処理

(1) 事件の受付、立件及び終了（第41条、第42条第2項関係）

ア「担当官は、予防司法支援事件を受理したときは、様式第20号による予防司法支援事件票を作成するものとする。」と改められた（第41条）。

したがって、法務局又は地方法務局の担当官は、準則第39条において準用する準則第15条第1項により、訟務局から予防司法支援事件の移送を受けたとき、また、法務局の担当官は、準則第39条において準用する準則第15条第3項による共同処理指示を受けたときは、様式第20号による予防司法支援事件票を作成することとなる。

イ また、「事件簿取扱責任者は、予防司法支援事件が回答、照会の取下げ、移送又は訟務局が単独で処理を担当する旨の訟務局長の通知等により終了したときは、その旨を予防司法支援事件簿に記載するものとする。」と改められた（第42条第2項）。

したがって、事件簿取扱責任者は、準則第39条において準用する準則第15条第2項又は第16条により、訟務局が単独で処理を担当する旨の通知を受けたことにより事件が終了したとき、準則第39条において準用する準則第15条第4項により、訟務局、法務局及び地方法務局の三者が共同して処理を担当する予防司法支援事件について、法務局が共同して処理を担当する必要がなくなったときに、訟務局長からその法務局の長に対して訟務処理細則第54条において準用する第18条第1項の規定による通知をすべき旨の指示がされたことにより事件が終了したときも、その旨を予防司法支援事件簿に記載することとなる。

ウ なお、法務局においては、地方法務局が単独で処理を担当する予防

司法支援事件については、上記ア及びイの処理を要しないこととなる。ただし、地方法務局と共同して処理を担当する予防司法支援事件並びに訟務局及び地方法務局と共同して処理を担当する予防司法支援事件については、これらの処理を要する。

(2) 求指示（第 4 4 条関係）

法務局又は地方法務局が処理を担当する予防司法支援事件について、処理が困難であり、訟務局においてその処理を担当することが相当と認める場合には、訟務処理細則第 4 4 条による求指示を行うものとする。

この求指示を行うときは、照会行政庁等の担当局変更に係る意見も付すものとする。

なお、この求指示は、当分の間、受理報告を行うに際し、予防司法支援事件票の備考欄に同条の意見を記載することによりすることもできる。

(3) 共同処理の指示，変更（第 5 4 条において準用する第 1 7 条，第 1 8 条関係）

準則第 3 9 条により、争訟事件に係る担当局の変更の規定（準則第 1 5 条，第 1 6 条）が準用された。

したがって、訟務局と地方法務局が共同して処理を担当している予防司法支援事件について、監督法務局が共同して処理を担当する必要が生じたときは、訟務局長からその法務局の長に対して訟務処理細則第 5 4 条において準用する第 1 7 条第 1 項の規定による指示をすべき旨の指示がされ、その法務局の長は、当該指示をしたときは、照会行政庁等に対し、その旨を通知することとなる（準則第 3 9 条において準用する第 1 5 条第 3 項，訟務処理細則第 5 4 条において準用する第 1 7 条）。

また、訟務局，法務局及び地方法務局の三者が共同して処理を担当する予防司法支援事件について、法務局が共同して処理を担当する必要がなくなったときは、訟務局長からその法務局の長に対して訟務処理細則第 5 4 条において準用する第 1 8 条第 1 項の規定による通知をすべき旨の指示がされ、その法務局の長は、地方法務局の長及び照会行政庁等に対し、その旨を通知することとなる（準則第 3 9 条において準用する第

15条第4項、訟務処理細則第54条において準用する第18条。なお、同細則第18条第2項に基づく訟務局長への通知は不要である。)

なお、監督予防司法支援事件（準則第2条第21号）について、訟務局が単独で処理をする旨の通知がされたとき、又は訟務局と共同で処理を担当する旨の指示があったときは、訟務局から変更後の担当局を照会行政庁等に通知することとなる（準則第39条において準用する準則第16条、第37条第2項）。

5 報告

(1) 結果報告（第50条関係）

訟務処理細則第50条により、法務局長は訟務局長に対し、地方法務局長は訟務局長及び監督法務局長に対し、回答事項又はその他の終了事由を付記した予防司法支援事件票に必要な資料を添付して結果報告をすることとされているところ、準則第39条において準用する準則第15条第2項において、共同処理予防司法支援事件について訟務局が単独でその処理を担当することとしたとき、準則第39条において準用する準則第15条第4項において、訟務局が法務局及び地方法務局と共同して処理を担当している予防司法支援事件について、その法務局にその処理を担当させないこととしたとき、準則第39条において準用する準則第16条において、監督予防司法支援事件について訟務局が単独でその処理を担当することとしたときの、地方法務局長からの訟務局長及び監督法務局長に対する結果報告並びに法務局長からの訟務局長への結果報告については、いずれも不要である。

(2) 共同処理予防司法支援事件の報告（第54条において準用する第32条、第33条関係）

予防司法支援事件には、争訟事件に係る共同処理の指示、変更の規定が準用されるから、法務局及び地方法務局が処理を担当する共同処理予防司法支援事件並びに訟務局、法務局及び地方法務局が処理を担当する共同処理予防司法支援事件に関する訟務局長に対する報告は、訟務局の担当官又は法務局の担当官のみが関与した場合の報告を除き、地方法務局長がすることになり、地方法務局長は、当該事件に関し法務局の担当

官のみが関与した事項については、その法務局長に対しては報告することを要しないし、訟務局長の担当官のみが関与した事項については、訟務局長に対して報告することを要しないものとされた。

6 様式の改正（様式第19号、第20号及び第21号関係）

上記1の改正に伴い、法律意見照会事件簿、法律意見照会事件票及び法律意見照会事件関係つづり目録の様式が、それぞれ予防司法支援事件簿、予防司法支援事件票及び予防司法支援事件関係つづり目録の様式に改められたが、いずれについても標題のみを改めたものである。

なお、改正通達の施行の際に改正前の規定により作成され、現にある法律意見照会事件簿（訟務処理細則第4条第1項第16号、様式第19号）、法律意見照会事件票（同細則第41条、様式第20号）及び法律意見照会事件関係つづり目録（同細則第53条第2項、様式第21号）については、それぞれ改正後の規定により作成されているものとみなすものとされた（改正通達附則第2項）。

7 その他（第41条から第48条まで、第50条から第54条まで関係）

上記1の改正等に伴う所要の改正がされた。